

○加須市中心身障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第60号

改正 平成25年4月1日告示第110号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、障害者（児）の属する世帯の経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（平成25告示110・一部改正）

（用具の種目及び給付等の対象者）

第2条 給付等の対象となる用具の種類及びその対象者は、次に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1及び別表第2の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、各表の対象者の欄に掲げる障害者及び難病等患者とする。ただし、既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、修理不能により用具の使用が困難となった場合を除き、前回の給付日から各表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、給付等の対象としない。

(2) 前号の耐用年数を経過した後において、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができる。

(3) 用具の貸与の対象者は、第1号に掲げる障害者等であって、市民税

非課税世帯に属するものとする。

(平成25告示110・一部改正)

(申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護するものをいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を加須市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出するものとする。

(調査)

第4条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第2号）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

(決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の調査により用具の給付等の要否を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与）券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第6条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた障害者等又はその保護者（以下「給付等決定者等」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第7条 給付等決定者等は、市長と日常生活用具貸借契約書（様式第5号）を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに福祉事務所長

が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第8条 給付等決定者等は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(業者への支払)

第9条 福祉事務所長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額の欄に定める額を限度額とする。

(貸与の取消し)

第10条 福祉事務所長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条第3号の規定による対象者でなくなったとき。
- (2) 障害者等でなくなったとき。
- (3) 障害者等が死亡したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、日常生活用具貸与取消通知書（様式第6号）により用具貸与者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第12条 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により用具の給付等を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、

当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市心身障害者等に係る日常生活用具の給付等に関する規則（平成12年加須市規則第33号）、騎西町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年騎西町告示第115号）、北川辺町日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年北川辺町要綱第251号）又は大利根町日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年大利根町告示第89号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第9条関係）

(平成25告示110・旧別表・一部改正)

種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障害者の	8年	154,000円

		頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		
特殊マ ット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障害者（児）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿 器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要するもの	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変 換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当た	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円

		り家族等他人の介 助を要するもの			
移動用 リフト	下肢又は体幹機能 障害２級以上の身 体障害者（児）	介護者が身体障害者 （児）を移動させるに 当たって、容易に使用 し得るもの。ただし、 天井走行型その他住 宅改修を伴うものを 除く。	４年	１５９，０００ 円	
訓練い す	下肢又は体幹機能 障害２級以上の身 体障害児で原則３ 歳以上のもの	原則として附属のテ ーブルを付けるもの	５年	３３，１００円	
訓練用 ベッド	下肢又は体幹機能 障害２級以上の身 体障害児で原則学 齢児以上のもの	腕又は脚の訓練等で きる器具を備えたも の	８年	１５９，２００ 円	
自立生 活支援 用具	入浴補 助用具 下肢又は体幹機能 に障害を有する身 体障害者（児）で入 浴に介助を必要と するもの。ただし、 原則として３歳以 上の者に限る。	入浴時の移動、座位の 保持、浴槽への入水等 を補助でき、身体障害 者（児）又は介助者が 容易に使用し得るも の。ただし、設置に当 たり住宅改修を伴う ものを除く。	８年	９０，０００円	
	便器	下肢又は体幹機能 障害２級以上の身 体障害者（児）が容 易に使用し得るもの	８年	４，４５０円	

	体障害者（児）	で手すりつきのもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
T字 状・棒 状のつ え	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 障害の身体障害者 （児）	身体障害者（児）が容 易に使用し得るもの	3年	木製 2, 26 6円 軽金属製 3, 090円
移動・ 移乗支 援用具	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 に障害を有する身 体障害者（児）で、 家庭内の移動等に おいて介助を必要 とするもの	おおむね次のような 性能を有する手すり、 スロープ等であるこ と。ただし、設置に当 たり住宅改修を伴う ものを除く。 身体障害者（児）の 身体機能の状態を十 分踏まえたものであ って、必要な強度と安 定性を有するもの 転倒予防、立ち上が り動作の補助、移乗動 作の補助、段差解消等 の用具であるもの	8年	60, 000円 （手すり5, 4 00円）
頭部保 護帽	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 に障害を有し、歩行 や立位が不安定で	ヘルメット型で歩行 が困難な者が転倒の 際に頭部を保護でき る機能を有するもの	3年	

	頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）又は重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		ア 12,768円 イ 30,870円
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	れぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得	8年	28,700円

	知及び避難が著しく困難なもののみ の世帯又はこれに 準ずる世帯に限る。	るもの		
電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者であつて、音声による誘導を必要とするもの	音声による目的物（位置）等の確認が可能となるもの	—	56,000円
携帯用	聴覚障害者であつ	送信機と受信機を1	—	18,000円

	信号装置	て、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの	組とし、送信機による合図（呼出し）が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの		
	トイレチェア	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	—	81,000円
	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障害者	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態です昇降が可能なもの	—	260,000円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	められるもの		5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円

	盲人用 体温計 (音声 式)	視覚障害2級以上 の視覚障害者(児) で盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯	視覚障害者(児)が容 易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用 体重計	視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯 及びこれに準ずる 世帯)	視覚障害者が容易に 使用し得るもの	5年	18,000円
情報・ 意思疎 通支援 用具	携帯用 会話補 助装置	肢体不自由又は音 声機能若しくは言 語機能障害であつ て、発声・発語に著 しい障害を有する 身体障害者(児)	携帯式で、ことばを音 声又は文章に変換す る機能を有し、身体障 害者(児)が容易に使 用し得るもの	5年	98,800円
情報・ 通信支 援用具	上肢機能障害2級 又は視覚障害2級 以上の身体障害者 (児)	障害者向けのパーソ ナルコンピューター 周辺機器や、アプリケ ーションソフト 上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイ スティック等 視覚障害者(児) 画 面拡大ソフト、画面音 声化ソフト等	5年	100,000 円	
点字デ ィスプ	視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障	文字等のコンピュー タの画面情報を点字	6年	383,500 円	

レイ	害を有する身体障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上）であって、必要と認められるもの	等により示すことのできるもの		
点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 （１）標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 （２）携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	7年 5年	（１）標準型 ア 10,712円 イ 6,798円 （２）携帯用 ア 7,416円 イ 1,699円
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識	6年	録音再生機 85,000円

ポータブルレコーダー		でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		再生専用機 3 5,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円

	式時計の使用が困難なものを原則とする。			
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの（ファックス・テレビ電話）	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニー	4年	笛式 5,150円

		ル等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式	5年	電動式 72,203円
		顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	—	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円
ファックス	聴覚又は音声機能	聴覚障害者等が容易	—	7,700円

クス (貸 与)	若しくは言語機能 障害3級以上の聴 覚障害者等であっ て、コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要性 があると認められ るもの。ただし、電 話（福祉電話を含 む。）によるコミュ ニケーション等が 困難な聴覚障害者 等のみの世帯及び これに準ずる世帯 に限る。	に使用し得るもの		
視覚障 害者用 ワード プロセ ッサー (共同 利用)	視覚障害者（児）で 就労若しくは就学 しているもの又は 就労が見込まれる もの	編集、校正機能を持 ち、日本点字表記法に 基づき、入力した文章 を自動的に点字変換 が可能で点字プリン ターとの連動により 点字文書の作成及び 音声化ができるもの	—	1,030,000円
点字図 書	視覚障害者（児）	視覚障害者（児）が容 易に使用し得るもの	—	点字図書価格
文字放 送ラジ	聴覚障害者であっ て、文字による情報	FM文字多重放送の受 信が可能なもの	—	23,000円

	オ	を必要とするもの		
排泄管 理支援 用具	ストマ 装具	人工肛門又は人工 膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を 使用した密封型又は 下部開放型でラテッ クス製又はプラスチ ックフィルム製の収 納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を 使用した密封型のラ テックス製又はプラ スチックフィルム製 の収納袋で尿処理用 のキャップ付のもの	— 蓄便袋 月額 8, 85 8円 蓄尿袋 月額 11, 6 39円
	紙おむ つ等	ストマの著しい変 形等によりストマ 装具の使用が困難 な者又は3歳以上 の者で高度の排便 若しくは排尿機能 障害のもの又は脳 原性運動機能障害 かつ意思表示困難 者	紙おむつ、洗腸用具、 サラシ・ガーゼ等衛生 用品	— 月額 12, 0 00円
	収尿器	高度の排尿機能障 害	採尿器と蓄尿袋で構 成し、尿の逆流防止装	— 男性用 普通型 7,

			置をつけるもの	931円 簡易型 5, 871円 女性用 普通型 8, 755円 簡易型 6, 077円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める。		

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 ストマ用装具については、その給付に当たっては、必要に応じ、給付券1枚につき6箇月分まで一括給付できるものとする。

別表第2（第2条、第9条関係）

（平成25告示110・追加）

難病患者等

種別	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者頭部及び脚部の傾斜角度を個	8年	154,000円

			別に調整できる機能を有するもの		
特殊マット	寝たきりの状態にあるもの	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円	
特殊尿器	自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円	
体位変換器	寝たきりの状態にあるもの	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円	
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害があるもの	介護者が難病患者等を移動させるにあつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000円	
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害があるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介護を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
	便器	常時介護を要するもの	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）	8年	4,450円（便器に手す

				りを付けた場合 5,400円)
	特殊便器	上肢機能に障害があるもの	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年 151,200円
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年 28,700円
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のあるもの	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のあるもの	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年 56,400円
	動脈血中	人工呼吸	呼吸状態を継続的にモニタリ	5年 157,

	酸素飽和 度測定器 (パルス オキシメ ーター)	器の装着 が必要な もの	ングすることが可能な機能を 有し、難病患者等が容易に使 用し得るもの	500円
住宅改 修	居宅生活 動作補助 用具	市長が別に定める		

様式第1号(第3条関係)

日常生活用具給付(貸与)申請書

年 月 日

加須市福祉事務所長 様

住 所
 申請者 氏 名 ㊟
 対象者との続柄()
 電話番号

加須市中心身障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日生
	住 所			
	障害者手帳	第 号	年 月 日交付	
	障害名又は 難病等病名		障 害 等 級	級
世 帯 状 況	氏 名	対 象 者 との 続 柄	生年月日	備 考 (対象者に対する介護の状況等)

給 付 (貸 与) を 希 望 す る 理 由				
給 付 (貸 与) を 受 け た い 用 具 の 名 称		希 望 す る 形 式 規 模 等		
給 付 (貸 与) 上、 特 に 希 望 す る 事 項				
該 当 す る 所 得 区 分	生活保護・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上			
生活保護への移行予防 措置に関する認定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。			
備 考				

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

(1) 身体障害者手帳又は療育手帳及び診断書又は特定疾患医療受給者証等の写し

(2) 給付又は貸与を希望する用具の見積書

2 様式中、給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第2号(第4条関係)

日常生活用具給付(貸与)調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者と の 続 柄	
④ 対 象 者	氏 名			生年月日		年 月 日	
	住 所						
	障 害 者 手 帳 番 号	第 号	障害名及び 難病等病名		障害等級		
⑤ 世 帯 状 況	氏 名		対 象 者 との続柄	課税区分	市 民 税 所 得 割	市民税非課税者 収 入 状 況 等	備 考
					円	円	
					円	円	
					円	円	
⑥ 世帯区分		ア 生活保護 イ 低所得1 ウ 低所得2 エ 一般 オ 一定所得以上					
⑦ 住いの状況		1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾・否)		⑧ 給付(貸与)後の 介 護 の 状 況		1 日常生活基本動作の獲得、維持又は向上が期待できる 2 給付等しても他人の介助が必要である 3 その他 ()	
⑨ 給付(貸与)の 要 ・ 否		1 要 2 否	要否の理由				
⑩ 給付(貸与)する 用 具 名 (型)		⑪ 予 定 価 格 円		⑫ 申請者が支払う べ き 額 円		⑬ 公 費 負 担 予 定 額 円	
⑭ その他特記事項							
年 月 日				調査員 氏 名			㊟

注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。

2 貸与の場合は、⑫・⑬欄は不要であること。

様式第3号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

加須市福祉事務所長 印

加須市中心身障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者手帳番号又は難病等病名	
給付する用具名 (形式規模等を含む)			
納入業者名			
住 所	電話		
価 格	円		
給付等決定者等が 支払うべき金額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。</p> <p>2 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還してもらうことがあります。</p>		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に加須市長に対し審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)、提起することができます。

様式第4号(第5条関係)

日常生活用具給付(貸与)券

1 給付等番号	第 号	2 給付券発行 年 月 日	年 月 日
3 対象者氏名		4 生年月日	年 月 日
5 住 所			
6 給付等決定者等		7 対象者との 続柄	
8 給付等する用具 名型式・規模等		9 価 格	
10 給付等決定者等 が支払う額		11 公 費 負担額	
12 納入業者名			
13 納入業者住所		電 話	
14 この給付券の有効期限			
給付等決定者等が 業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日			
加須市福祉事務所長 印			
15 業者の用具納入・ 取付の日	年 月 日	16 給付等決定者等 より受領した額	
17 納入業者名及び 受領年月日	業 者 名	印	
	受領年月日	年 月 日	
18 用具受領者氏名 及び印鑑	印	19 検取者	職名 氏名 印
20 その他特記事項			

注 本表は、1～14、19、20は市、15～17まで納入した業者が、18は受領者が記入すること。

様式第5号(第7条関係)

日常生活用具貸借契約書

加須市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、加須市中心身障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第7条の
規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙の必要とする日常生活用具(以下「用具」という。)
を、乙に貸与する。

- ・用具名
- ・型式

第2条 用具の貸与期間は、加須市中心身障害者等日常生活用具給付等
事業実施要綱第7条第2項に定めるとおりとする。

なお、当該用具を必要としなくなったときは、速やかに甲にその
返還を申し出なければならない。

第3条 乙は、善良な管理のもとに、貸与された用具を維持・管理す
るものとし、当該用具を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し
付け、又は担保に供してはならない。

第4条 乙は、用具の全部又は一部をき損し、又は滅失した場合は、
直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第5条 甲は、乙が用具を必要としなくなったとき、又は本契約に違
反したと認めるときは、その返還を命ずることができる。

第6条 この契約に定めのない事項又はこの契約について生じた事項
に関しては、甲・乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名
押印の上、各1通を保持する。

年 月 日

甲 加須市下三俣290番地
加須市長

乙

様式第6号(第10条関係)

日常生活用具貸与取消通知書

第 号
年 月 日

様

加須市福祉事務所長 印

加須市中心身障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

貸与番号	第 号	貸与取消 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (形式規模等を含む)			
取消理由			
注 意 事 項	貸与用具については、加須市長の指示に従い速やかに返還してください。		

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に加須市長に対し審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)、提起することができます。

様式第7号(第13条関係)

日常生活用具給付(貸与)台帳

受付 番号	申請受付 月 日	住 所	氏 名	手 帳 番 号	障 害 区 分 (等級)	給付等 用具名	給付貸与 決定月日	給付券 等番号	公 費 負担額	自 己 負担額	価 格 総 額	業者名	受 領 年月日	備 考
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			
								給・貸 第 号	円	円	円			

様式第1号（第3条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第13条関係）